



Title	法的因果関係論の法理学的再検討（二・完）：ハート＝オノレとその批判者を中心に
Author(s)	山本, 展彰
Citation	阪大法学. 2019, 69(1), p. 91-103
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/87206
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

法的因果関係論の法理学的再検討（二・完）

——ハートⅡオノレとその批判者を中心に——

山 本 展 彰

はじめに

第一章 ハートⅡオノレの法的因果関係論

第一節 哲学における因果関係論への批判

第二節 因果用語の多様性と法的因果関係の三類型

第三節 法的責任との関連性

第二章 因果的ミニマリスト

第一節 因果的ミニマリストの法的因果関係論と法的責任論

第二節 ハートⅡオノレの応答

第三節 『法における因果性』の意義（以上、六八巻六号）

第三章 『法における因果性』をめぐるその後の展開

第一節 J・トムソンの見解

第二節 C・ブルマンの見解

第三節 ハートⅡオノレの法的因果関係論の限界

おわりに（以上、本号）

第三章 『法における因果性』をめぐるその後の展開

第一節 J・トムソンの見解

ハート＝オノレに批判的な近年の論者の一人目として、J・トムソンを取り上げる。トムソンは、*Some Reflections on Hart and Honore, Causation in the Law*⁽⁷⁴⁾において、『法における因果性』以降の哲学による因果関係に関する研究を踏まえ、ハート＝オノレの法的因果関係論を検討している。

まず、トムソンは、『法における因果性』において、「必要な (necessary)」と「十分な (sufficient)」の二つの用語の意味が不明確であることを指摘する。これらの用語の意味を明確にするために、トムソンは「XがYを引き起こした」という因果関係についての二つの定式を示す。一つは、「XがYの必要条件であった時のみ、XはYを引き起こす」という必要条件による定式であり、もう一つは、「XがYにとって十分条件である時のみ、XはYを引き起こす」という十分条件による定式である。これらの定式はそれぞれ、さらに二つの非因果用語による因果関係概念の分析として以下のように分けることができる。すなわち、①「もしXが起きなければYは起こっていないかったら」という時のみ、XはYを引き起こす」という弱い必要条件分析 (Weak Necessary Condition Analysis)、②「Xが起きなかったという命題が、Yが起きなかったという命題を必然的に伴う時のみ、XはYを引き起こす」という強い必要条件分析 (Strong Necessary Condition Analysis)、③「Yが起きなかったならばXは起きなかったのだから」という時のみ、XはYを引き起こす」という弱い十分条件分析 (Weak Sufficient Condition Analysis)、④「Yが起きなかったという命題が、Xが起きなかったという命題を必然的に伴う時のみ、XはYを引き起こす」という強い十分条件分析 (Strong Sufficient Condition Analysis) である。しかし、これらの四つの分析は、

いずれも因果関係概念の分析としては不十分である。⁽⁷⁵⁾ それにもかかわらず、多くの法律家は法的因果関係を反事実的条件法、すなわち弱い必要条件分析によって理解しようとしてきた。⁽⁷⁶⁾

トムソンの理解によれば、ハートⅡオノレは、上述した四つの分析のいずれにも基づかずに、「XがYにとって複合的に十分な一連の諸要素において必要な要素である時にのみ、XはYを引き起こした」という独自の定式化を行うことで、従来の法的因果関係の理解とは異なり、弱い必要条件分析以上のものが含まれていると主張した。それは、①異常な出来事、または②第三者の意図的な介入がないことである。

トムソンは、以上のようなハートⅡオノレの見解を、『法における因果性』でも用いられる例を用いて敷衍する。その例とは、「AがBを殴り、Bが気絶して地面に倒れたちやうどそこに木が倒れ、Bが死亡した」⁽⁷⁷⁾ というものと「AがBを殴り、Bが気絶して地面に倒れた。ちやうどその時、Bを憎むCがやってきてこの機会を利用し、そばにあった木を倒すことでBを殺害した」⁽⁷⁸⁾ というものである。ハートⅡオノレの見解によれば、前者は異常な出来事、後者は第三者の意図的な介入があるため、AによるBの殴打がBの死亡を引き起こしたのではなく、AはBの死亡に対する責任を負わない。しかし、異常な出来事や第三者の意図的な介入が、計画されたものや第一行為者によって意図されたものであれば、因果的なつながりは否定されない。そして、これが法の考慮する通常人の因果関係の理解であるという。

しかし、トムソンは本当に通常人がこのように判断するのか疑問を呈する。というのも、通常人が因果関係について知りたいと考えるのは、誰が結果に対して責任を負うのか知りたいからなのであって、ハートⅡオノレの見解は、因果関係の存否と責任の帰属について不都合な結論をもたらすことになるからである。このことを示すため、トムソンは、ハートⅡオノレが用いた例をもとに作成した、以下の二つの例を提示する。一つは、「Aがそばにあ

る木がすぐに倒れると信じる合理的な理由がある場所でBを殴って気絶させ、そこに自然に木が倒れ、結果としてBが死亡した」というものであり、もう一つは、「CがBの死を望んでおりその機会を待っていたことを知っていたAは、Cが毎日昼に散歩している道の付近をBと共に歩いていた。Aは簡単に倒すことができる古い木の近くにCが立っていること、そしてCがAとBの二人が近づいてくるのを見たことを確認し、Bを殴りその古い木の下で気絶させた。それによって、AはCに、Bの上へ木を倒す機会を与え、Cが木を倒すことによりBは死亡した」というものである。ハートⅡオノレの見解によれば、トムソンが提示した二つの例はともにAによって計画ないし意図されたものであるから、AによるBの殴打がBの死を引き起こし、またAはBの死について責任を負うことになる。そしてこれも通常人の因果関係に関する考え方と一致する。以上の四つの例におけるAの責任に関するハートⅡオノレの帰結が正しければ、AがBを殴打したことがBの死を引き起こしたか否かは、Aの認識状態と意図によって決まることになる。⁽⁷⁹⁾しかし、トムソンは、ハートⅡオノレが異常な出来事または第三者の意図的な介入があるとして因果関係を否定した最初の二つの例においても、通常人はAによるBの殴打がBの死を引き起こしており、AはBの死に責任を負うと考える主張する。そして、もし裁判所がAの責任を否定するのであれば、法的因果関係の不存在によってそれを正当化することはできないと指摘する。⁽⁸⁰⁾

以上が、トムソンによるハートⅡオノレの法的因果関係論への批判の概要である。トムソンの見解に関する検討は第三節で行うこととし、次節では、二人目の論者の主張を確認する。

第二節 C・プルマンの見解

次に、ハートⅡオノレに批判的な見解を展開した二人目の論者としてC・プルマン⁽⁸¹⁾を取り上げる。プルマンは、

“Voluntary Interventions”⁽⁸²⁾ において、第三者の意図的な行為が因果関係追求の終着点となるというハート＝オノレの見解を「意図的介入の原理 (Voluntary Intervention Principle)」と名付け、この原理が抱える問題点を指摘している。ここでプルマンが着目するのは、「人相互間の交渉」において意図的介入の原理が成立するか否かである。

第一章第二節で述べたように、ハート＝オノレは、因果関係の追求とは特定の結果に変化をもたらす要素を探し出すことであるとして、ある出来事の原因として選ばれる要素は通常の出来事の連鎖の結果によってその出来事に関係付けられるはずだと考えた。そして、結果をもたらした意図的な介入や異常な出来事が、単なる条件ではなく原因となる。これら二つの中でも、意図的な介入は原因をどこまで追求すべきかという因果関係探求の限界も示しており、これがプルマンのいう「意図的介入の原理」である。ハート＝オノレは、このような意図的介入の原理を「人相互間の交渉」にも適用する。すなわち、第二行為者の行為が意図的であれば、第一行為者の行為は結果の原因にはならないのである。しかし、プルマンは、「人相互間の交渉」の事例に「意図的介入の原理」は適用できないと主張する。なぜなら、第二行為者の意図的な行為が典型的な原因であるという事実は存在しないし、ある一つの出来事の原因は複数存在しうるからである。例えば、「ZがXに対してYの車を傷つけるように言い、XがYの車を傷つけた」場合、たとえXの行為がZの指示とは関係のない独立した意図的な行為であったとしても、それを理由としてZの行為を原因ではないと考え、Xの行為のみが原因であると考えすることはできない。すなわち、第一行為者の何らかの行為の後に意図的な行為という原因が存在することは、その前の第一行為者の行為が原因とはならないことを示さない。⁽⁸³⁾

また、ハート＝オノレは、意図的な行為や通常と異なる出来事が通常の出来事の連鎖の一部にはなり得ないと主張する。したがって、意図的な行為や通常と異なる出来事はその前の出来事との一般的な関連性を持ち得ず、因果

関係の追求において第二行為者が自身の行動の理由をどのように表明するかが重要となる。しかし、プルマンは、「人相互間の交渉」の事例において第二行為者が自らの行動と第一行為者の行動との関係を因果的ではない方法で説明する可能性を指摘する。例えば、食事の際にXがYに塩を取るように頼み、Yがそれに従った時、Yは塩を取った行動を「Xに頼まれたからだ」とXの行動を原因として因果的に説明するだけではなく、「塩を取るのがマナーだからだ」と説明することも可能である。⁽⁸⁴⁾この事例を一般化して、プルマンは、因果関係を示す一般的な動詞「引き起こす (cause)」や「Aに何かをさせる (cause A to do)」が日常の会話において用いられることが減多にないことを指摘する。その理由の一つは、個別の因果的な動詞が利用できる文脈で、「引き起こす (cause)」という言葉を使うことに抵抗があるからである。たとえば、「Aがペンを押した」または「Aがペンを移動させた」と話すとしても、「Aがペンの移動を引き起こした」と話すことは少なく、同様に「Xの言動がYの行為を引き起こした」という言明が用いられることも少ない。この点はハート＝オノレもすでに考慮に入れており、「XがYに何らかの行為をするよう説得する (X persuades Y to do)」などの言明を挙げている。しかしこのような言明は、例えば、XがYにZを説得するように仕向けるような、Xが間接的にZに影響を与える事例を説明できないため不十分である。つまり、上記の例において第三行為者であるZは、第一行為者であるXの言動を自らの行為の説明に含めることはできないのである。⁽⁸⁵⁾

以上のように、プルマンは、人相互間の交渉の事例において意図的介入の原理が成り立たないことを示した上で、この原理の背後にある「原因と単なる条件の区別」というハート＝オノレの基本的な見解へ議論を移す。『法における因果性』の中心的な主張の一つは、通常の出来事の連鎖を基準として、常識的諸原理により原因と単なる条件とが識別されるというものであった。この識別において、異常な出来事と意図的な行為の二つは、常識的諸原理に

よって典型的な原因とみなされる。前節で見たように、ハートⅡオノレのこの見解についてはトムソンも通常人の因果関係の理解という観点から批判を展開しているが、プルマンは異なる観点からアプローチする。

プルマンは、基準となつている通常の出来事の連鎖に着目し、これが特定の文脈においてのみ「通常の」出来事の連鎖となることを指摘する。人々は何が原因かを追求するときに基準となる何らかの出来事の連鎖を描定するかもしれないが、この基準はその時々に関心によつて異なるものとなり、通常の出来事の連鎖とされるものが異常なものである可能性は否定できない。また、XがYを撃つたことをYの死の原因として挙げるのと同様、Xの銃の弾丸をYの血液が失われた原因、血液の喪失をYの死の原因として挙げることもまたもつとらしいように、様々な原因の追求や文脈はそれぞれ違う出来事を原因とする。そしてプルマンは、原因と単なる条件との区別において重要な考慮要素が出来事の異常性ではなく、むしろ特定の文脈においてその出来事が説明を要するか否かであると指摘する。また、ハートⅡオノレは少なくとも「帰責的探究」において因果用語が用いられる際には、異常な出来事や意図的な行為が原因として識別されたとするが、プルマンは責任が関係する文脈においてもハートⅡオノレが提示したような「厳格な⁽⁸⁶⁾ (strict)」原理は因果用語を支配しておらず、他の因果的な考慮によつて補完されたり修正されたりすると主張する⁽⁸⁷⁾。

このように、プルマンは、人々の日常的な因果用語の使用に着目するというハートⅡオノレと同様の手法も用いながら、人相互間の交渉において意図的介入の原理が成り立たないことを示した上で、異常な出来事や意図的な行為を単なる条件ではなく原因として識別するというハートⅡオノレの中心的な主張への批判を展開するのである。

第三節 ハート・オノレの法的因果関係論の限界

本章ではここまで、トムソンとプルマンの見解の概要を確認してきた。本節では、両者の見解に検討を加えた上で、『法における因果性』の限界について筆者の見解を示したい。

まず、両者の中心的な主張は、次のように整理できるだろう。トムソンとプルマンは、視点や手法に違いはあるものの、結果の発生に必要な条件から異常な出来事や意図的な行為を原因として識別するというハート・オノレの見解に対して批判を展開している。トムソンは、『法における因果性』以降の形式論理学と言語分析研究の成果から検討を始めており、基本的には分析哲学の立場から議論を展開している。その限りでは、トムソンの見解はハート・オノレの言葉を借りれば「哲学者の関心」から因果関係を考察したものであると言え、法的因果関係に関する考察として有力なものとなるか否かは慎重な検討を要する。しかし、異常な条件と第三者の意図的な介入を原因とした場合に通常人の因果関係に関する考え方と乖離してしまうというトムソンの指摘は、ハート・オノレの理論枠組みに沿ってなされており、因果関係の一般理論の構築ではなく、法律家が関心を持つ、因果関係に関する一般理論を個別の事例に適用する際の問題として捉えるのが適切に思われる。他方、プルマンは、人相互間の交渉の事例において意図的な介入があれば第一行為者の行為は原因とみなされないというハート・オノレの主張が成立しないと指摘した上で、彼らの見解の背景にある通常の出来事の連鎖という基準は、文脈によって変わりうるものであると指摘した。

以上の批判に対しては、常識的諸原理が「正常な条件と異常な条件の区別」や「意図的な行動とそれ以外の条件の区別」以外も含んでいる点に着目し、ハート・オノレの立場を擁護できる可能性がある。ハート・オノレによれば、原因と単なる条件との区別は、因果問題の類型と背景によって変化する諸原理に基づいて常識により行われる。

確かに、これらの諸原理の中でも「正常な条件と異常な条件の区別」や「意図的な行動とそれ以外の条件の区別」は、重要なものとして位置づけられてはいるものの、これら二つの区別のみによって原因と単なる条件が区別されるわけではなく、異常な条件と正常な条件の区別も相対的なものである。しかし、常識的諸原理が「正常な条件と異常な条件の区別」や「意図的な行動とそれ以外の条件の区別」以外のものを含んでいるとしても、ハートⅡオノレの法的因果関係論は、通常の出来事の推移に存在しないものを探すことによって原因を識別することをその基礎としている⁽⁸⁸⁾。したがって、常識的諸原理の内容が多様であるとしても、通常の出来事の連鎖という基準が文脈によって変わりうるというプルマンの批判に応答することはできない。

このように、『法における因果性』が基礎とする、通常の出来事の推移を基準として原因を識別することが抱える問題は、法的因果関係の理解のみにとどまるものではない。そもそも、ハートⅡオノレが通常の出来事の推移とは異なる異常な出来事や意図的な行為を原因としたのは、法律家が帰責的探究、すなわち法的責任を誰に課するかを明らかにするために因果用語を用いるという法的因果関係に特有の目的を考慮してのことである。AがBを殴打した後に異常な出来事や第三者の意図的な行為を経てBが死亡した場合、裁判所がAの責任を否定するならば、その決定はAによるBの殴打によってBの死が引き起こされていない事例であると訴えることによって正当化されえない⁽⁸⁹⁾、というトムソンの指摘は、法的責任の正当化根拠としてハートⅡオノレによる法的因果関係の理解が機能していないことを示している。つまり、通常の出来事の推移を基準として異常な出来事や意図的な行為を原因とすることに起因する問題は、法的因果関係と法的責任との関係性にも及ぶ。

したがって、トムソンとプルマンの批判から明らかになることは、常識的諸原理に基づく法的因果関係の存否の判断、および法的因果関係と法的責任との関係性という、ハートⅡオノレの法的因果関係論における中心的な主張

の両方が根本的に問題を抱えているということである。これが、『法における因果性』の限界である。

おわりに

本稿の成果は、以下のようにまとめることができる。第一章では、『法における因果性』で示されたハートⅡオノレの法的因果関係論の中心的な主張を確認した。第二章では、ハートⅡオノレが論敵とする因果的ミニマリストの見解とそれに対するハートⅡオノレの応答を確認し、暫定的な結論としてハートⅡオノレの見解が法的因果関係を適切に把握できると考えた。第三章では、『法における因果性』に対するトムソンとプルマンの批判的見解を取り上げ、検討を加えた。そして、本稿の結論は、通常の出来事の推移を基準として原因を識別するというハートⅡオノレの見解には問題があり、彼らの法的因果関係論、および法的因果関係と法的責任との関係性の理解は成立しないというものである。

このような本稿の結論は、因果的ミニマリストを支持するものに思われるかもしれない。なぜなら、法的因果関係の問題を反事実的条件法で判断される事実の因果関係に限定し文脈に応じた判断を可能にすることで、通常の出来事の推移が文脈依存的であるというプルマンの指摘を回避することができ、また法的責任に関する判断を全て法政策によって行い法的因果関係と法的責任を分離することで、トムソンの批判も回避することができるからである。しかし、因果的ミニマリストを支持できると結論するのは早計である。第二章第二節で確認したように、ハートⅡオノレは反事実的条件法が因果的にレレヴァントな要素を明らかにするテストとして不十分であることを指摘しており、トムソンもまた因果関係を反事実的条件法に還元することは不可能であると論じている。反事実的条件法に関する詳細な議論⁹⁰と、それに基づく因果的ミニマリストの見解の成否については、別稿にて詳細な検討を行いたい。

- (73) トムソンは、アメリカの哲学者。マサチューセッツ工科大学 (MIT) の哲学教授を務め、形而上学、倫理学、政治哲学など幅広いテーマに取り組んだ。
- (74) Judith Jarvis Thomson, "Some Reflections on Hart and Honore, *Causation in the Law*", Matthew H. Kramer, Claire Grant, Ben Colburn and Antony Hatzistavrou eds., *The Legacy of H. L. A. Hart: Legal, Political, and Moral Philosophy*, Oxford University Press, 2008, pp. 143-164.
- (75) "Some Reflections on Hart and Honore", pp. 143-147. 弱い必要条件分析は「XとaのそれぞれがYを引き起こした」場合、強い必要条件分析は「Xは起きなかったがaが起きたことによりYが起きた」場合、強い十分条件分析は「Xは起きたがaによってYの発生を妨害された」場合、それぞれ成立しない。また、弱い十分条件分析は過去を現在に依存するものとして捉えており、これは不自然である。
- (76) "Some Reflections on Hart and Honore", p. 144.
- (77) *Causation in the Law, Second Edition*, p. 77. [邦訳二〇三頁]
- (78) この例は『法における因果性』にはなく、トムソンが作成したものであるが、ハート＝オノレの見解に沿った例である。
- (79) "Some Reflections on Hart and Honore", pp. 160-162.
- (80) "Some Reflections on Hart and Honore", p. 162. 本稿では取り上げないが、トムソンは、ハート＝オノレの独自のものも含めた因果関係の定式について、分析哲学の観点から詳細な検討を行っており、いずれの方法でも因果関係を非因果用語により十分に分析することはできていないと指摘する。その上で、因果関係について法律家はどのように対応すべきなのかという問いを立て、以下のように答えている。哲学において非因果用語による因果関係の分析が満足されないという事実によって法律家を持つ不安の根源は、非因果用語による因果関係の分析が満足されなければ、因果関係が直感に過ぎないものとなることである。哲学者たちはこれに満足する一方で、裁判所は、自らの決定を正当化するため、そして裁判所が単純に直感を頼りにするというイメージが機関や制度を正しく運用することから程遠いため、因果問題の解決を必要とする。しかし、因果関係を非因果用語により分析できないとしても、我々は因果関係が直感に過ぎないと率直に語るわけではない。我々は記号論理学や言語分析の研究から、因果関係に関する相当な量の一般的知識を手に入れることができ、これらの知識は、分析のレベルを上げるものではないが、因果問題に大いに関係する知識である。究極的には因果関係は直感に頼ってい

るが、直感は経験によってより繊細になり、直感をさらなる直感の予測に利用することによって一般原理へと構成することができる。最終的に、トムソンは、この問題に対する結論として、法律家は因果関係についての一般的な知識を取得するために、洞察力の鋭い作者が導き出す事例を研究すべきであると主張する（『Some Reflections on Hart and Honore』, pp. 163-164）。トムソンのこのアプローチは、事例の分類によって法的因果関係の明確化を図るハート・オノレの見解に沿ったものと言えるだろう。

(81) プルマンは、以前にレディング大学で哲学の教鞭をとったことがあるイギリスの法廷弁護士 (barrister) である。

(82) Christopher Pulman, "Voluntary Interventions", Christopher Pulman eds., *Hart on Responsibility*, Palgrave Macmillan, 2014, pp. 47-70.

(83) "Voluntary Interventions", p. 52.

(84) "Voluntary Interventions", pp. 54-55.

(85) "Voluntary Interventions", p. 58.

(86) 原文ではイタリックで強調されている。

(87) "Voluntary Interventions", pp. 60-63.

(88) *Causation in the Law, Second Edition*, p. 49. [邦訳一五八頁]

(89) 前掲注 (80) 参照。

(90) 反事実的条件法に関しては、分析哲学において注目すべき詳細な議論がある。ペンシルベニア大学やハーバード大学などで教鞭をとり、形式論理学、科学哲学から芸術哲学に至るまで幅広い分野で業績を残した哲学者の N・グッドマン (Nelson Goodman) は、「反事実的条件法の問題」(Nelson Goodman, "The Problem of Counterfactual Conditionals", *Fact, Fiction, and Forecast, Fourth Edition*, Harvard University Press, 1983, pp. 3-27. [雨宮民雄訳「反事実的条件法の問題」『事実・虚構・予言』勁草書房、一九八七年、三〇—六五頁]) において、反事実的条件法を批判的に分析し、反事実的条件法が成立するか否かという全体の真理性は、構成要素の真偽ではなく、意図された繋がりが構成要素間に存在するか否かによって定まると指摘した。すなわち、グッドマンによれば、反事実的条件法においては前件 (antecedent) と後件 (consequent) の関係、例えば「かりにそのマッチが擦られていたとするならば、それは発火していたであろう」という反事実条

件式においては「マッチが擦られる」と「マッチが発火する」の関係が問題となるのである。この前件Aと後件Cの関係について、グッドマンは、Aでは述べられていないその他の適切な条件Sとは何かという問題、AからCへの推理を許す自然法則、物理法則、因果法則とは何かという問題の二点を指摘し、これらの問題が解決困難であることを指摘した。このようなグッドマンの見解に対して、カリフォルニア大学やプリンストン大学で教鞭をとり、可能世界意味論に立脚した体系的哲学を展開して分析哲学に大きな影響を与えた哲学者のD・ルイス (David Lewis) は可能世界意味論に立脚して反事実的条件法を正当化し (David Lewis, *Counterfactuals*, Basil Blackwell, 1973. [吉満昭宏訳『反事実的条件法』勁草書房、二〇〇七年) 、さらには因果関係を反事実的条件法によって分析した (David Lewis, "Causation", *The Journal of Philosophy*, Vol. 70, 1973, pp. 556-567)。なお、法的因果関係とは異なる文脈ではあるが、R・ドゥオーキンは「グッドマンの仕事」「反事実的な言明の真偽を決定する困難さを論じた優れた研究」と評価する (Ronald Dworkin, *Law's Empire*, Harvard University Press, 1986, p. 447. [小林公訳『法の帝国』未來社、一九九五年、五四三頁])。